

氏名	石 黒 真 吾
学位(専攻分野)	博士(経済学)
学位記番号	経博第72号
学位授与の日付	平成11年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	経済学研究科経営学専攻
学位論文題目	Essays on the Theory of Incomplete Contracts and Renegotiation with Applications to Organizational Designs (不完備契約理論およびその組織デザインへの応用に関する研究) (主査)
論文調査委員	教授 成生達彦 教授 小佐野 広 教授 西村周三

論 文 内 容 の 要 旨

本論文の目的は、不完備契約理論を用いて、取引を制御する仕組みとしてのさまざまな組織（あるいは取引様式）の効率性を理論的に検討するとともに、企業組織、企業間関係、さらには政府・企業間関係を理解するためのインプリケーションを導くことにある。とりわけ、組織の効率性を規定する要因として、経済主体の私的な誘因、情報の非対称性、コミットメントの可能性などを取り上げ、組織目的と両立する行動を経済主体から引き出すには、いかなるメカニズムを構築すべきかという問題を分析している。

不完備契約理論では、経済主体の限定合理性あるいは生起した状態の立証不可能性ゆえに完備な契約を作成できず、事前の契約は不完備なものにならざるを得ないという状況が想定されている。それゆえ取引主体は、状態が明らかになった後に、契約変数（事項）についての再交渉を行う誘因を持つ。このような事後的な再交渉は、Parato的改善であるために避けることができず、したがって各々の取引主体は、事後的な再交渉の結果を予想して事前の行動（投資）を決定することになる。この時には、事前の効率性と両立するように取引主体の行動を律することができなくなる可能性がある。この種の非効率性を最小にするためには、取引を制御する仕組みを事前に設計しておく必要がある。このような不完備契約理論の分析枠組みをふまえた上で、本論文では、不完備契約理論の理論的な発展とその応用が試みられている。各章の内容は以下のとおりである。

まず第1章では、契約関係の背後にある法的ルール、とりわけ契約違反にたいする救済ルールの相違が、取引関係の効率性にいかなる影響を及ぼすかを考察している。この種の救済ルールには、裁判所が契約の履行を命じる「強制履行」と、適当な損害賠償を行えば契約違反が認められるという「履行利益の賠償」の二つがある。私的な情報を持つ主体が存在するという状況で、「強制履行」が用いられる場合、事後的な再交渉が不完備情報のもとで行われることになり、事後的な効率性は達成されない。これにたいして「履行利益の賠償」が用いられる場合には、私的な情報を持つ主体に事前の契約を破棄させるように誘導することによって、事後的な効率性を達成することかできる。その意味で、「履行利益の賠償」の方が「強制履行」よりも救済ルールとして望ましいという結論を導いている。

第2章では、企業の境界がどのように決定されるかという問題を、取引主体間での情報共有化の観点から考察している。具体的には、部品生産と組立のように、垂直的に関連する二つの事業単位を同じ組織に組み入れるか（垂直的統合）、または市場を介して取引するか（垂直的分離）という選択問題を取り上げ、いかなる状況でいずれが採用されるかを検討している。垂直的分離のもとで、上流の事業単位の（部品生産）能力が私的情報である場合、彼は自らか高い能力を持っているということを下流の事業単位に伝えるために、そのシグナルとして、観察可能な投資を積極的に行う。これにたいして、垂直的統合のもとでの緊密な取引関係によって、この種の情報が共有化されるならば、上流企業にとってこのような投資を行う誘因は少なくなり、取引関係（組織）全体としての効率か低下するという結論を導いている。

第3章では、契約当事者が努力すれば、契約変数の立証が確率的に可能であるという想定のもとで、最適契約の設計問題を考察している。エージェント関係のもとで、エージェントの行動に依存した契約を作成したとしても、行動が確率1で立証されないならば契約どおりの支払がなされず、このことを予想するエージェントは費用のかかる行動を選択しなくなる。こうした困難があるにもかかわらず、確率的に立証可能な行動に依存する適切な支払計画を事前に策定することによって、ある条件のもとでは、First - Bestを達成するような完全均衡が存在することを示している。この均衡では、立証のための努力は実際には行われませんが、にもかかわらず、こうした変数に依存した契約を事前に作成することによって、取引の効率性が向上するのである。

第4章では、政府・企業間関係を取り上げ、政府の政策へのコミットメントの欠如が企業行動や経済厚生に及ぼす影響を考察している。政府が事前に政策にコミットできない場合には、企業は事後的な政策の変更を予想して事前の行動（投資）を選択するため、経済厚生に歪みが生じる可能性がある。この状況で、いくつかの圧力団体が存在し、各々が自らの利害に反する事後的な政策変更に対抗するのであれば、事後的な政策変更が困難になるという意味で、政府の政策へのコミットが容易になる。このことによって、企業の事前の行動が律せられる結果、経済厚生が向上する可能性を示している。

論文審査の結果の要旨

本論文では、不完備契約理論のさらなる発展が試みられる（第1章および第3章）とともに、組織や取引関係を理解するためのさまざまなインプリケーションが導かれている（第2章および第4章）。

従来の不完備契約理論が、もっぱら契約当事者間の関係に注目しているのにたいして、第1章では、そうした契約関係を支える法的な枠組みを検討し、「強制履行」よりも「履行利益の賠償」の方が、取引関係の効率を高めるという意味で望ましいという結論を導いている。この結論は、「履行利益の賠償」の方がより一般的に用いられているという現実と整合的であるばかりでなく、「取引当事者の事前の行動（投資）が観察可能な場合には、二つの救済ルールが同値になる」というEdlin and Reichelstein(1996)の結論よりも説得的である。

第2章の主題である「企業の境界」については、coase(1937)による問題提起以降、Williamson(1985)、Grossman and Hart(1986)、さらにはHart and Moore(1990)などによって検討されてきた。Grossman-Hart - Mooreらは、物的資産の所有分布に着目し、それを取引主体間でいかに配分するかが、共同利益の分配についての事後的な再交渉を介して事前の投資行動に影響を及ぼし、そのことが取引関係全体の（事前の）効率を規定すると主張している。これにたいして、学位請求者は、組織形態の相違によって取引主体間での情報共有化の程度が異なる点に着目し、情報の非対称性が大きい場合（垂直的分離）の方が、自らの高い能力を取引相手に伝えるための投資が積極的に行われるため、取引全体の効率が向上する可能性を示唆している。このことは、「取引主体間の情報の非対称性が小さくなれば、より効率的な取引が実行される」という標準的な契約理論の主張とは逆であり、その意味で、新しい興味ある結論といえよう。

これまでの不完備契約理論では、どの変数が立証可能であり、したがって契約可能かという条件は外生的に与えられており、立証不可能な変数に依存する契約は意味がないとされてきた。しかしながら、契約変数の立証は裁判のプロセスにおける当事者の努力に依存するという面は否めないし、また現実には、必ずしも立証可能でないような変数が契約に書き込まれていることもある。その意味で、「(完全)均衡においては決して立証されないような変数であっても、それに依存した契約を事前に作成しておくことには価値がある」という学位請求者の（第3章の）主張は新しく、かつ不完備契約理論の基本的前提の拡張を示唆している点でも意義のあるものである。

産業規制や貿易政策の分野の研究では、これまで、政府は事前の政策にコミットでき、それゆえStackelberg-Leaderとして、企業の行動を誘導できると想定されていた。しかしながら現実には、企業の事前の投資を観察した後に、当該企業からの要請を受けて、政府が裁量によって政策を変更することがしばしば生じている。そのため、このことを予想する「企業の事前の投資が歪んでしまう」と指摘している。また、圧力団体は政策それ自身を歪める可能性もあるが、「政府の事後的な政策変更を困難にすることによって政策へのコミットメントを容易にし、経済厚生を向上させる効果を持つ」という指摘は新しく、実際の政策運営を考える際に重要な意味を持つ。

これまでみてきたように、本論文では、不完備契約理論の理論的発展とその応用に関する数多くの新しい示唆が導かれているが、強いて言えば、次のような問題がある。まず第1に、厳密な意味での現実的な対応物が示されているわけではない。第1章について言えば、履行利益がいかにかに計算されるのか、その過程でいかなる情報が必要とされるのかを具体的な事例に則して説明することが望ましい。また第2章においても、1回限りの取引契約を想定するのではなく、現実の企業間関係がそうであるように、継続的な取引関係のもとでの情報共有化の効果を分析すべきであるように思われる。さらに、第3章で提示された（3段階の）支払い計画についても、それが実際にいかに用いられているかを示す必要がある。また第2に、本論文で得られたいくつかの結論は、それぞれのモデルに特有の仮定に依存している。例えば、第4章では、戦略的貿易政策という特定の枠組みの中で、政府・企業間関係が分析されている。同様のロジックは他の文脈でも通用するとは思われるが、より厳密な分析が必要となる。

とはいえ、本論文の各章は、各々新しいアイデアのもとに、意味のある新しい結論を導いており、すでに第1章がそうであるように、他の章もまた海外のレフリー雑誌に掲載可能であると思われる。

よって本論文は博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成10年12月10日、論文内容と、それに関連した試問を行った結果合格と認めた。